

日本ショパン協会
北海道支部
会 則

(2026.3改定)

第1章 総 則

- 第1条 この会は、日本ショパン協会北海道支部（以下、本会と称する）と称し、国際的名称をThe Frederic Chopin Society of Japan, Hokkaido Chapterとする。
- 第2条 本会は、フレデリック・ショパン協会国際連盟会員・日本ショパン協会の北海道における支部である。
創立年月日：1973年2月1日。
- 第3条 本会は、団体の所在地を札幌市中央区北3西1丁目1番地1「株式会社河合楽器製作所カワイ札幌（内）」に置く。
- 第4条 本協会の事務局は、本協会の所在地と同一の場所に設置する。
- 第5条 本会は、その目的・事業の推進の為に、地区委員会を置くことができる。

第2章 目 的

- 第1条 本会は、次の事を目的とする。
- フレデリック・ショパンおよびその芸術の理解と宣揚。
 - 日本ショパン協会（以下、本部と称する）およびその各支部との相互交流により、互いに深い理解を図る。
- 第2条 本会は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。
- 例会、特別演奏会、公開講座などの開催。
 - 北海道ショパン学生ピアノコンクールの実施。
 - 本会主催以外の、フレデリック・ショパンの作品演奏会、その他、本会の目的に沿うものに対する後援、共催、又は推薦。
 - その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織および役員

- 第1条 本会の組織は、次の通りとする。
- 本会に理事若干名を置き、理事のうち1名を支部長、2名を副支部長、3名を常任理事とし、役員会を構成する。（2023年名称改訂）
 - 支部長は、理事の互選により選出後、本会の代表者となり、本会を統括する。
 - 支部長は、副支部長及び常任理事候補を指名し、理事会の承認を経て役員会を設置する。

- 常任理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
但し、補充もしくは増員により選任された常任理事の任期は、前任者、もしくは現任者の残任期間とする。
- 理事会は、理事をもって構成し、本会の運営を司る。
理事は特に任期を設けず、欠員の生じたときの補充、または増員する場合は理事会の推挙・決定によるものとする。
- 本会賛助会員を置くことができる。
賛助会員は、本会の主旨に賛同して、別に定めた内規による賛助会費を納める法人ならびに個人で、理事会において承認された者とする。
- 北海道支部運営に功績顕著であった個人に、名誉称号を与えることができる。「名誉会員」は自薦ではなく、他薦とする。
名誉会員にふさわしいと思われた方については、会員から推薦を頂き、事務局へ連絡する。その後、理事会で承認、総会で報告とする。
名誉会員の関わりについては、年会費無料、事務局だより等のご案内は送付、無料チケットも送付、チケットノルマなしとする。
年度内に会費をお支払いいただいている場合は、次年度から適用する。
- 本会に「顧問」職を置くことができる。
- 会計監査役の任命については、以下のとおり制定する。
選任方法：支部長が2名を任命する。
役割：会計監査役は、本協会の会計に関する業務を監査し、その適正性を確保する。具体的には、以下の業務を行う。
 - 協会の会計に関する業務執行の監査
 - 書類（収支決算書、諸帳簿など）の監査
 - 会計監査報告書の作成選任基準：
 - 独立性と中立性を保ち、公正な監査を行えること
 - 協会の業務内容を理解し、適切な監査を行えること選任時期：任期は2年とする。延長もあり得る。

第4章 会 議

- 第1条 理事会は、支部長が召集する。
支部長は、現存する理事の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。
理事会の議長は、支部長とする。
- 第2条 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。理事会の議事は、本会則の定めがある場合を除き、過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第3条 理事会は、役員を選任、収支決算の承認および事業計画の決定承認その他、運営上重要な事項を決議する。
- 第4条 理事会は、毎年1回以上、会計年度終了後2か月以内に支部長が召集する。

総会は、毎年1回開催し、支部長がこれを招集する。総会は、支部長が必要と認めたととき、会員の半数以上の要求が或る時には臨時に開催することができる。

第5条 すべて会議には議事録を作成し、これを保存する。

第5章 入会・退会および休会

第1条 入会についての条件は、次の通りとする。

1. 本会則「第2章 目的」を理解、賛同するもの。
2. 原則としてクラシック音楽に携わり、所定のフォームより必要事項を記載提出の上理事会で承認されたもの。

第2条 退会については、次の通りとする。

1. 退会の場合は、その旨を文書をもって届け出る。
2. 本協会に対して不利益、または信頼をそこねる行為のあった場合。また、会費を著しく滞納した場合。

第3条 休会の場合は、その旨を文書をもって届け出る。

休会希望の会員は文書をもって事務局へ届け出る。その後、理事会、総会で報告する。基本的に届け出のあった翌年度から適用する。
休会中の関わりについては、年会費無料、事務局日より他郵送物は送らない。会主催コンサートのチケットノルマなしとする。
なお、休会の事情が解除された時、文書の届け出により復会が認められる。理事会、総会で報告する。

第6章 会費

第1条 本会は、会の運営のために会員から年会費を徴収する。

第2条 会費納入期限は、前年度3月末日とする。

第7章 地区委員会

第1条 設置に関しては次の通りとする。

1. 道内の都市において単独で運営可能な会員数が確保されており、支部と連携して活動が出来る事。
2. 組織について内規を定める事
3. 第1条1項2項の内容について理事会で審査承認された場合に設置する。

第8章 資産

第1条 本会の資産は、支部長が管理する。

第2条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業にともなう収入、賛助会費、

資産より生じる果実、その他の収入をもって充てる。

第3条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に支部長が作成し、事業報告書と共に、理事会の承認を受けなければならない。

本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決をもって、その一部もしくは全額を翌年度に繰り入れることができる。

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、3月31日までとする。

第9章 事務局

第1条 1. 事務局はその業務量に応じて、若干名を役員会の依頼により配置する

第2条 事務局の役割を下記の通りとする

1. 日本ショパン協会北海道支部における事務作業全般。
役員会、理事会、総会開催に関わる決議資料の作成、支部行事運営にかかわる資料作成、準備手配全般。
2. 資産および予算管理を支部長の指示のもと代行する。
3. 後援依頼等は事務局で受付し役員会で承認する。
後援の内容は以下の通りとする。
 - ・金銭の協力は不可。
 - ・主催者のチラシなどの印刷物に「後援 日本ショパン協会北海道支部」という掲載を許可する。
 - ・支部主催行事へのチラシ入れを許可、ホームページ掲載など、宣伝について協力する。

(付則)

本会則は、令和8年3月12日から施行する。